

昭和57年12月24日 月曜日 島 取 県 公 報 (局外) 第126号

毎週火、水、木、金、土、日発行(但休日を除く) (但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

- ◆規則 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- ◆教委規則 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県規則第四十六号の一部を次のように改める。

規 則

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年十二月二十四日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県規則第七十三号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十二年十月)

3 昭和37年12月24日 月曜日 鳥取県公報(号外) 第126号 (第3種郵便)(物 諸 可)

別表第三

初任給基準表

労務職	職種	学歴	初任給	技能職	
				高校	中学校卒
			八、六〇〇円		一〇、三〇〇円

附則第五項中「前項」を「前二項」に改め、同項を附

則第六項とし、附則第四項の次に次の一項を加える。

5 技能労務職員の給与条例附則第三項の規定により支

給される暫定手当の額は、その者が支給地域の区分が
二級地とされていた地域である地域に在勤するものと
した場合に支給されることとなる前項の規定による暫
定手当の額に、昭和三十七年十月一日から昭和三十八
年九月三十日までの間においては三分の一、昭和三十
八年十月一日から昭和三十九年九月三十日までの間に
おいては三分の二、昭和三十九年十月一日以後におい

別表第三を次のように改める。

ては三分の三を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年十
月一日から適用する。

(給料の切替え)

2 昭和三十七年十月一日(以下「切替日」という。)
において切替える職員の号給は、その者の切替日の前
日における号給(以下「旧号給」という。)に対応す
る附則別表第一の切替表(以下「切替表」という。)
に定める号給とする。

3 職員のうち、その者の旧号給が切替表に期間の定め
のある号給である職員で、切替日において旧号給を受
けている期間に達しないものは、昭和三十八年一月一日、
同年四月一日又は同年七月一日のうち、切替日から起
算して当該期間とその者の切替日において旧号給を受
けていた期間との差に相当する期間を経過したこと

昭和37年12月24日 月曜日 鳥取県公報(号外) 第126号 (第3種郵便)(物 諸 可) 2

別表第一

技能労務職給料表

号給	職務の等級				
	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
1	22,700 円	17,600 円	14,600 円	9,400 円	8,600 円
2	24,600	19,100	15,600	9,600	9,000
3	26,500	20,700	16,600	9,900	9,400
4	28,400	22,400	17,600	10,300	9,900
5	30,300	24,100	19,100	10,700	10,300
6	32,200	25,800	20,600	11,100	10,700
7	34,100	27,500	22,100	11,600	11,100
8	35,600	29,200	23,600	12,100	11,600
9	37,100	30,900	25,100	12,800	12,100
10	38,400	32,300	26,500	13,700	12,800
11	39,500	33,500	27,600	14,600	13,700
12	40,400	34,300	28,700	15,500	14,600
13	41,300	35,100	29,800	16,400	15,500
14	42,000	35,800	30,500	17,600	16,400
15	42,700	36,500	31,100	19,100	17,300
16	43,400	37,200		20,600	18,300
17	44,100			22,100	19,300
18				23,600	20,300
19				25,100	20,900
20				26,500	21,400
21				29,200	
22				30,900	
23				31,900	
24				32,700	
25				33,500	
26					34,200
27					34,900
28					
29					
30					

なる日以後の直近の日（以下この項において「切替日」とみなす日」という。）に、その者の旧号給に対応する切替表に定める号給を受けるものとし、その者の切替日から切替日とみなす日の前日までの間ににおける給料月額は、その者の旧号給に対応する切替表の暫定給

料月額の欄に掲げる額とする。

（旧号給を受けていた期間の通算）

4 附則第二項の規定により切替日における号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の技能労務職員の給与に関する規則（以下「給与規則」という。）第三条第四項の規定の適用については、その者が旧号給を受けていた期間（その者の旧号給が切替表に期間の定めのある号給であるときは、旧号給を受けた期間から当該旧号給に対応する切替表に定める期間を減じた期間）を切替日における号給を受ける期間に通算する。

（旧号給を受けていた期間の特例）

5 附則別表第二に掲げられている号給と号数を同じく

する旧号給を受ける職員に対する附則第三項及び附則第四項の規定の適用については、これらの規定中「旧号給を受けていた期間」とあるのは、「旧号給を受けていた期間に三月を加えた期間」とする。

（施行日までの異動者の号給の決定等）

6 切替日からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間ににおいて、改正前の給与規則の規定により新たに給料表の適用を受ける職員となつた者及びその属する職務の等級又はその受ける号給に異動のあつた職員の改正後の給与規則の規定による当該適用又は異動の日における号給及び当該号給を受けることとなる期間並びにそれらの職員のうち附則第三項に規定する給料月額を受ける職員についての当該給料月額を受けることがなくなつた日における号給は、別に知事が定める。

（給料の切替え及び切替えに伴う措置のうち特に定めのない事項）

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、給料

の切替え及び切替えに伴う措置については、職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）の適用を受ける者の例による。

（給与の内払）

8 改正前の給与規則の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の給与規則の規定による給与の内払とみなす。

01028

7 昭和37年12月24日 月曜日 鳥取県公報(号外) 第126号 (第3種郵便物認可)

附則別表第二

等級	号給
1等級	1号給から18号給まで
2等級	5号給から18号給まで
3等級	8号給から17号給まで
4等級	19号給から29号給まで
5等級	20号給及び21号給

技能労務職員の給与に関する規則の一項を改正する規則をここに公布する。

教育委員會規則

昭和三十七年十二月二十四日

技能労務職員の給与に関する規則の一部を

技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十二年十一月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のよう改正する。

別表第一を次のように改める。

01027
126号 (第3種郵便)
物語司

昭和37年12月24日 月曜日 鳥取県公報(号外) 第126号 (第3種郵便物認可) 6

附則別表第一

切替表

職務の等級		1等級		2等級		3等級		4等級		5等級		
区分 旧号給	号	期	暫定給 料月額	号	期	暫定給 料月額	号	期	暫定給 料月額	号	期	暫定給 料月額
	給	間	給	間	給	間	給	間	給	間	給	間
1	1	月	円	1	月	円	1	月	円	1	月	円
2	2	3	24,100	2	3	18,700	2	3	12,300	2	3	12,300
3	3	6	25,500	3	6	19,800	3	6	13,200	3	6	13,200
4	4	9	26,900	4	9	21,000	4	9	14,400	4	9	14,400
5	4			4			5	3	18,600	5	3	18,600
6	5	3	29,800	5	3	23,600	6	6	19,700	6	6	19,700
7	6	6	31,200	6	6	24,800	7	9	20,800	7	9	20,800
8	7	9	32,600	7	9	26,000	7			8		
9	7			7			8	3	23,200	9		
10	8			8	3	28,700	9	6	24,300	10		
11	9			9	6	29,900	10	9	25,400	11		
12	10			10	9	31,200	10			12		
13	11			10			11	3	27,500	13		
14	12			11			12	6	28,400	14		
15	13			12			13	9	29,100	15	3	18,600
16	14			13			13			16	6	19,900
17	15			14			14			17	9	20,800
18	16			15						18		
19										19	3	23,200
20										19	6	24,300
21										20	9	25,400
22										20		
23										21	3	26,700
24										22	6	29,900
25										23	9	31,000
26										23		
27										24		
28										25		
29										26		
30										27		

別表第一

技能労務職給料表

職務の等級 号給	1等級	2等級
	給料月額 円	給料月額 円
1	9,400	8,600
2	9,600	9,000
3	9,900	9,400
4	10,300	9,900
5	10,700	10,300
6	11,100	10,700
7	11,600	11,100
8	12,100	11,600
9	12,800	12,100
10	13,700	12,800
11	14,600	13,700
12	15,500	14,600
13	16,400	15,500
14	17,600	16,400
15	19,100	17,300
16	20,600	18,300
17	22,100	19,300
18	23,600	20,300
19	25,100	20,900
20	26,500	21,400
21	29,200	21,900
22	30,900	
23	31,900	
24	32,700	
25	33,500	
26	34,200	
27	34,900	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年十
月一日から適用する。

(給料の切替え)

2 昭和三十七年十月一日（以下「切替日」という。）
において切替える職員の号給は、その者の切替日の前
日における号給（以下「旧号給」という。）に対応す
る附則別表第一の切替表（以下「切替表」という。）

に定める号給とする。

3 職員のうち、その者の旧号給が、切替表に期間の定
めのある号給である職員で、切替日において旧号給を
受けた期間がその者の旧号給に対応する切替表に
定める期間に達しないものは、昭和三十八年一月一日、
同年四月一日又は同年七月一日のうち、切替日から起
算して当該期間とその者の切替日において旧号給を受
けた期間との差に相当する期間を経過したことと
なる日以後の直近の日（以下この項において「切替日」

とみなす日）という。）に、その者の旧号給に対応す
る切替表に定める号給を受けるものとし、その者の切
替日から切替日とみなす日の前日までの間ににおける給
料月額は、その者の旧号給に対応する切替表の暫定給
料月額の欄に掲げる額とする。

(旧号給を受けていた期間の通算)

4 附則第二項の規定により切替日における号給を決定
される職員に対する切替日以降における最初の技能劳
務職員の給与に関する規則（以下「給与規則」とい
う。）第三条第四項の規定の適用については、その者
が旧号給を受けていた期間（その者の旧号給が切替表
に期間の定めのある号給であるときは、旧号給を受け
ていた期間から当該旧号給に対応する切替表に定める
期間を減じた期間）を切替日における号給を受ける期
間に通算する。

(旧号給を受けていた期間の特例)

5 附則別表第二に掲げられている号給と号数を同じく
する旧号給を受ける職員に対する附則第三項及び附則

第四項の規定の適用については、これらの規定中「旧
号給を受けていた期間」とあるのは、「旧号給を受
けた期間に三月を加えた期間」とする。

(施行日までの異動者の号給の決定等)

6 切替日からこの規則の施行の日（以下「施行日」とい
う。）の前日までの間ににおいて、改正前の給与規則の
規定により新たに給料表の適用を受ける職員となつた
者及びその属する職務の等級又はその受ける号給に異
動のあつた職員の改正後の給与規則の規定による当該
に規定する給料月額を受ける職員についての当該給料
月額を受けることがなくなつた日における号給は、別
に教育委員会が定める。

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、給料
の切替え及び切替えに伴う措置については、職員の給
料の切替え及び切替えに伴う措置のうち特に定めの
ない事項

11 昭和37年12月24日 月曜日 鳥取県公報(号外) 第126号 (第3種郵便)
 物、認司

等級	号給
1等級	9号給から19号給まで
2等級	20号給及び21号給

附則別表第二

昭和37年12月24日 月曜日 鳥取県公報(号外) 第126号 (第3種郵便)
 物、認司 10.

与に関する条例(昭和三十六年二月鳥取県条例第三号)
 の適用を受ける者の例による。
 (給与の内払)

附則別表第一

切替表

職務の等級 区分 旧号給	1等級			2等級		
	号給	期間	暫定給料額	号給	期間	暫定給料額
1	11	月	円	1	月	円
2	12			2		
3	13			3		
4	14			4		
5	15	3	18,600	5		
6	16	6	19,700	6		
7	17	9	20,800	7		
8	18			8		
9	19	3	23,200	9		
10	19	6	24,300	10		
11	20	9	25,400	11		
12	20			12		
13	21	3	28,700	13		
14	22	6	29,900	14		
15	23	9	31,000	15		
16	23			16		18,200
17	24			17		19,100
18	25			18		19,700
19	26			18		
20	27			19		
21				20		
22				21		

8 改正前の給与規則の規定に基づいて切替日から施行
 日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後
 の給与規則の規定による給与の内払とみなす。